

請 願 文 書 表	
番号 6-1	受付 令和6年2月14日
件名 小中学校給食費の無償化を求める請願書	
紹介議員 堀合研二郎 北島 康平 石田 裕 堀口 香奈 大波 修二 高久 良美	

#### <請願の趣旨>

市議会におかれましては、日頃から市民のための行政運営に御尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、憲法26条は「義務教育は、これを無償とする」と明記しています。この憲法の本質に立てば、学校給食も無償とするのが本来であり、国の責任で給食費無償化を早急に実施すべきと考えます。

今、貧困と格差が広がり、家庭で十分な食事が取れない子どもたちにとって学校給食が大切な食事になっています。給食が教育の一環として提供され、子どもたちが安心して学べる環境をつくる必要があります。

ところが物価高騰が長期化し、子育て世代の家計をさらに圧迫し、子どもたちにも深刻な影響を与えています。なかでも給食費は家計の大きな負担になっています。

そのため、自治体で学校給食の無償化が広がり、全都道府県493自治体で実施しています(2023年9月現在)。県内でも実施している自治体が増えています。

大和市は「子育て王国大和市」をうたっています。保育所等利用待機児童数8年連続ゼロ、小児医療費では今年4月1日以降の受診分より所得制限を廃止、8月1日以降の受診分より対象児童の年齢を高校卒業相当年齢まで拡大しました。給食の提供をしていない自治体も中学ではまだ全国で1割程度ある中で、大和市は神奈川県で先駆けて中学校の完全給食を実施しました。

大和市が学校給食費の無償化でも先進的な役割を果たすよう、下記のとおり要請するものです。

#### <要請事項>

- 1、小中学校を給食費を無償化するための財政措置を国に求めてください。
- 2、小中学校給食費の保護者負担を無償にするため市として必要な措置を講じてください。

陳 情 文 書 表	
番号 6-1	受付 令和6年1月29日
件名 やまと公園内に設置された記念碑の撤去等についての陳情書	

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、やまと公園内に設置された記念碑を撤去、もしくはその正面表記から「大和市長大木哲」の文字を削除するよう検討していただきたい。

**【陳情の理由】**

前大和市長大木哲（以下「大木前市長」という。）は、「やまと公園内に南大和小学校が設置されたという歴史を広く知らしめるため」として、南大和国民学校第一期卒業生記念碑建立幹事から寄贈された記念碑（以下「本件記念碑」という。）を、やまと公園内に設置することを、平成23年10月4日に許可（同年9月16日申請）するところ、設置された本件記念碑の正面には「尋常高等大和小学校南分教場及び歴代小学校跡地」のほか、「大和市長大木哲」名が刻字されているのである。ところで、実務上、本件記念碑設置の申請者は、当該記念碑建立幹事ではなく、本件記念碑を管理する文化振興課市史・文化財担当（以下「管理所管課」という。）であるところ、管理所管課は、申請書の添付書類において、本件記念碑の刻字（石碑刻字）につき、正面刻字として、「尋常高等大和小学校南分教場／及び／歴代小学校跡地／大和市長／大木哲書／平成二十三年十月二十三日」（ただし、／は改行である。）と申請するにもかかわらず、実際の刻字では、「書」及び「平成二十三年十月二十三日」部分が削除（省略）されていることにより、教示部分の刻字「尋常高等大和小学校南分教場／及び／歴代小学校跡地」と「大和市長／大木哲」との関係性が皆無なのである。すなわち、「大和市長／大木哲書／平成二十三年十月二十三日」であれば、当該教示部分を、大木前市長が作出したものとかがえるところ、「書」及び「平成二十三年十月二十三日」部分が省略されてしまうと、正面刻字のみでは、本件記念碑を大木前市長が寄贈したと誤認されかねないのである。さらには、当該教示部分の活字（刻字）は、肉筆の作出ではなく、一般的な活字を転写して刻まれたものと思料することから、作出が大木前市長ではないことは明らかなのである。したがって、本件記念碑の設置については、寄贈者の意思に関わりなく、大木前市長による裁量権の逸脱ないし濫用であることから、これを撤去するか、あるいは本件記念碑の正面刻字から「大和市長／大木哲書」の文字を削除するよう求めるものである。

以上

添付資料

- 疎甲第1号証の1 平成23年9月16日付申請書
- 疎甲第1号証の2① 石碑設置希望位置の略図
- 疎甲第1号証の2② 石碑寸法図
- 疎甲第1号証の2③ 石碑刻字
- 疎甲第2号証の1 平成23年10月4日付公園施設設置等決定通知書
- 疎甲第2号証の2 公園施設設置等許可条件
- 疎甲第3号証 記念碑（石碑）写真

陳 情 文 書 表	
番号 6-2	受付 令和6年1月29日
件名 大澤孝征弁護士に対して訴訟事件の代理人を委託する不適切についての陳情書	

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、市の訴訟事件における代理人については、今年度末に顧問弁護士契約を打ち切る大澤孝征弁護士に委託することを止めるよう検討していただきたい。

**【陳情の理由】**

大和市長古谷田力（以下「古谷田市長」という。）は、大和市議会の再三にわたる要請等により、弁護士大澤孝征（以下「大澤弁護士」という。）との間における顧問契約については、次年度以降、継続（更新）しない旨を令和5年9月大和市議会第3回定例会において答弁（井上貢市議による一般質問に対する答弁である。）するところ、その事由を、大澤弁護士と前大和市長大木哲（以下「大木前市長」という。）の關係に著しい不適切（大木前市長が提起した個人的訴訟において、大和市（以下「市」という。）の顧問弁護士が訴訟代理人を務める不適切である。）が存することによって、行政の中立性が担保でき得ないためというのであれば、大澤弁護士に対しては、市の顧問弁護士解任のみではならず、市の訴訟事件に係る委託契約についても、当然に、打ち切るべきなのである。すなわち、大澤弁護士における行政の中立性の不均衡とは、結局のところ、普通地方公共団体全体の権利利益に優先し、特定個人（大木前市長）の権利利益を優先したことが、市の顧問弁護士はもとより、法律家としての適正を欠く傲慢に起因するものであることに鑑みれば、そのような者が、自後、市の訴訟事件の代理人を務めるということは、たとえ、市の訴訟事件であっても、衡平公正を前提とすべき普通地方公共団体の立場を揺るがしかねない問題を払拭でき得ず、もし、これを許せば、また、特定個人（職員）の権利利益を優先させ、市の中立性ないし衡平公正をないがしろにする不利益を招きかねないのである。したがって、特定個人が執行機関の責任者である市長（大木前市長）であったとしても、市全体の権利利益に優先し、当該個人（大木前市長）の利益権利を優先させるような弁護士（法律家）に対し、市の訴訟事件の代理人と継続的に選任することは、地方自治の根幹を揺るがす危険性が残存するものなのである。なお、現状において、いまだ、市（古谷田市長）が大澤弁護士を訴訟代理人に選任している事実については、令和5年10月19日に、令和5年（ワ）第●●号違約金請求事件に係る委任契約書（疎甲第1号証）を締結していることで立証するものである。

以上

添付資料

疎甲第1号証 令和5年(ワ)第●●号違約金請求事件に係る委任契約書

陳 情 文 書 表	
番号 6-3	受付 令和6年1月29日
件名 訴訟事件に係る委託契約の委託料のうち、ウェブ会議に対する日当の見直しについての陳情書	

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、訴訟事件に係る委託契約の委託料のうち、ウェブ会議等による参加の日当については、これを減額するよう検討していただきたい。

**【陳情の理由】**

大和市長古谷田力が、弁護士大澤孝征との間において締結した令和5年10月19日付『令和5年（ワ）第●●号違約金請求事件に係る委託契約書』の第3条（3）には、日当として「受注者が本契約に係る事件について、口頭弁論及び弁論準備手続のため期日に出頭し、若しくはウェブ会議等に参加し、又は大和市庁舎その他発注者と受注者との協議で定めた場所において、発注者と打合せを行った委託料を、1回につき30,000円（以下「本件日当」という。）とし、これに消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額に、当該出頭し、若しくは参加し、または打合せを行った回数に乗じて得た額」と定めるところ、日当とは、本来、訴訟事件を受任する弁護士（訴訟代理人）が出張することに対し、その時間的拘束の対価（費用）であることに鑑みれば、本拠地たる事務所を移動することなく行えるウェブ会議に対し、移動時間を包含する本件日当と同額に定めることは、不適切、かつ、不当と言わざるを得ない。すなわち、仮に、受任弁護士（訴訟代理人）がウェブ会議に参加することを前提に、当日、相当の予定を空け、もって、事務所で待機することを余儀なくされたとしても、受任弁護士は、実際にウェブ会議が始まるまでの時間については、事務所内において、自由に作業でき得ることに鑑みれば、実際の拘束時間は、ウェブ会議を行っている間の僅か5ないし10分程度で足りることから、その拘束の対価を30,000円とすることは、社会通念ないし一般取引に照らし、著しく高額であることは言うまでもなく、裁量の範囲を超える違法不当となるものである。したがって、大和市議会においては、執行機関に対し、ウェブ会議における日当につき、適切な対価において委託契約を締結するよう改善を求めるものである。

以上

添付資料

疎甲第1号証 令和5年（ワ）第●●号違約金請求事件に係る委託契約書